

## 唐津市監査委員告示第6号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年8月25日

唐津市監査委員 竹内御木夫

# 財政援助団体等監査に係る措置状況報告書

監査実施日：令和2年2月7日

公益財団法人唐津市スポーツ協会

(旧公益財団法人唐津市体育協会)

## 公益財団法人唐津市スポーツ協会

### 1 加盟団体負担金の取扱いについて

当協会の加盟団体は、定款第7条及び同条の規定により定める公益財団法人唐津市体育協会加盟団体規程（以下「規程」という。）に基づき毎年、負担金を納入しなければならないとされている。

しかしながら、加盟団体より平成30年7月30日付けで休会届が提出され、受理されていたが、休止までの間もその後も平成30年分の負担金の納入は行われていなかった。規程第6条において、脱退した場合の取扱いは定められているが、休会についての取扱いは、定款又は規程において何ら定めがなく、不明瞭なものとなっていた。

適切な取扱いとなるよう整備を図りたい。

#### （講じた措置）

理事会（令和2年3月4日開催）及び評議員会（令和2年3月18日開催）において、「公益財団法人唐津市体育協会定款（令和2年4月1日付で「公益財団法人唐津市スポーツ協会定款」へ名称変更）」の変更を決定し、加盟団体の活動休止及び復帰に関する取扱いの規定を追加した。また、負担金についても、休止が認められた加盟団体は納入しなくてよいこととした。

### 2 施設使用料の収納事務の再委託について

施設使用料の取扱いについては、指定管理者としての利用料金制度が採用されていないため、地方自治法の規定に基づき市から当協会へ収納事務の委託がされている。

唐津市屋内プールについて、当協会が指定管理業務及び施設使用料の収納事務を受託しており、管理業務の一部を基本協定書第21条第2項の規定に基づき水泳指導を行う団体に対し再委託を行っているが、再委託された業務の中に利用券の発売、利用料金収納事務があったので、当協会に確認したところ、協会職員指導のもと再委託先事務員に補助的に収納事務を行わせているとのことであった。

しかしながら、施設使用料の収納事務については、指定管理業務とは別に契約

した収納事務委託契約に基づき実施されるもので、収納事務委託契約書第7条において第三者に対し、収納事務の一部又は全部の実施を委託してはならないとあるため、当該業務を再委託することはできないものであった。

適正な収納事務となるよう改善されたい。

#### (講じた措置)

収納事務委託契約書の再確認を行い、再委託先への委託業務内容を見直し、今後は同契約書に基づき、利用券発売及び利用料金収納事務については、協会職員で取り扱うこととした。

### 3 施設使用料徴収に係るつり銭の管理について

指定管理施設の使用料の収納については、各施設につり銭(合計 50,000 円)を準備し窓口で徴収されており、事務局長まで確認した上で現金受払簿にて適切に管理されている。しかしながら、つり銭について、当協会が保有する現金に計上されていなかったため確認したところ、職員個人から集めたお金によりつり銭を準備しているとのことだった。

今後は、公金と私金の混同を防止するためにも、小口現金としてつり銭資金を準備することが望ましいと思考する。

#### (講じた措置)

職員互助会からつり銭として用立てられた現金を返金し、新たに協会から小口現金としてつり銭の資金を準備し、適切に管理することとした。

### 4 地域別体育団体に対する補助金について

旧市及び旧町村を管轄とする地域別体育団体に対し、唐津市から支出された補助金が協会を通じて再分配されており、平成 30 年度においては、協会から各団体の運営費 7,805,000 円、事業費 5,183,000 円、合計で 12,988,000 円の補助金が支出されていた。各団体から協会へ提出された決算書等の内容を確認すると、①前年度繰越金、②協会からの補助金、③市からの体育祭開催委託金のみで歳入が賄われ、当該団体のいわゆる会費等の自己資金収入がゼロ円という団体の収支

報告書があった。

この団体の支出の内容を確認すると、協会に対する年会費が1万円支出されていたが、先述したように当該団体の自己資金はゼロ円であるため、協会から受け取った運営費補助金の中から協会の年会費1万円が支出されている状況であった。

この事項については、前回の監査においても同様の指摘を行っており、当該唐山市補助金の担当課とも協議され、早急な改善措置を講じられたい。

#### (講じた措置)

地域別スポーツ団体（地域別体育団体）から提出された決算書の歳入において、いわゆる会費等の自己資金がゼロ円である団体が14団体中2団体あった。双方とも令和2年度から会費に関する取扱い規定を会則に追加し、自己資金を確保することとした。